

令和8年度小牧市立小牧小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす、「許されない行為」であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である。「小さいいじめも逃さない」という共通認識のもと、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人のサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応を行うことが重要である。

これらの基本的な考えを基に、教職員は日頃から兆候を見逃さないよう、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感がもてるよう、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる場でありたい。日々の学校生活を通して、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に成長できる魅力ある学校づくりに努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ防止対策組織」の設置・構成

いじめであるか否かの判断を、組織的に行うために「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込んだり、個人で対応を判断したりすることのないように、組織として適切な対応をはかる。

「いじめ・不登校対策委員会」は、全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(2) 組織としての具体的取組

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 定期的に全職員を交えていじめ・不登校対策委員会を開催し、情報の共有を図ると共に対策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「小牧市立小牧小学校学校いじめ防止基本方針」の確認をし、共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果を集約し、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、学校生活の状況等を随時発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめがやんだとしてもすぐに解消と判断せず、日常的に児童の様子を注意深く観察し、継続的な指導・支援を行い、再発防止に努める。また、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人およびその保護者に対して確認する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 「いじめは決して許されない行為である」という認識を児童一人一人に徹底する。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 道徳教育・体験活動の充実を図るとともに、児童生徒同士の人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組む。そして、相手を思いやる「心」の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上でのいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 生活アンケートや教育相談を学期に1回（年3回）実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 保護者とこまめな連絡を行い、いじめにつながる芽の早期発見に努める。
- エ 心の教室相談員と担任教師との連携を密にし、相談の中からいじめの早期発見に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ・不登校対策委員会を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守る姿勢を大切にする。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上でのいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、必要に応じて見直しをはかり、実効性のある取組となるよう努める。

- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、随時いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 教職員は、いじめ防止に関する研修会に積極的に参加し、児童理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。
- (2) 「小牧市立小牧小学校いじめ防止基本方針」はPTA総会等の機会をとらえて保護者に知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【 重大事態の対応フロー図 】

